

令和 8 年度吹田市高齢者関係団体用福祉バス運行業務仕様書

1 利用団体

- (1) 吹田市高齢クラブ連合会
- (2) 吹田市高齢クラブ連合会に加盟する吹田市単位高齢クラブ
- (3) 社会福祉法第 109 条に基づく社会福祉協議会
- (4) その他市長が適当と認める団体

2 運行車両

- (1) 原則として自社の大型観光バスとし、乗車定員 55 人以上（正シート 49 席以上）の車両とすること
- (2) Blu-ray 又は DVD を車内で視聴できること
- (3) できる限り新型車両を配車すること
- (4) 安全を確保するため「旅客自動車運送事業運輸規則」をはじめとする各種規則等についても遵守したうえで業務にあたること。

ただし、(1) (2) (3) について、突発的なバスの故障等やむを得ない理由により配車することができなくなった場合、吹田市(以下「甲」という。)と受託業者(以下「乙」という。)との協議により変更することができる。

3 運行期間、運行日

(1) 運行期間

令和 8 年 5 月 7 日～令和 9 年 3 月 31 日

(2) 運行日

国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日及び 12 月 29 日～1 月 3 日を除いた月曜日から金曜日の市の指定する日

4 配車予定台数

5 月、6 月、9 月、10 月及び 11 月における 1 日当りの配車台数は原則 1 台以内とする。ただし、市が示す事前予約表に予約が入っている場合は月曜、火曜及び水曜日のみ 2 台以内とする。

またその他の月は 2 台以内(協議により 1 日 3 台以上とする場合あり)とする。

これらの利用に伴う 1 年間の配車台数の上限は、195 台とする。

5 事前予約分の配車

下記の事前予約表の日程については配車すること。ただし、同日中に 3 台の予約が入っている日程については市と相談のうえ検討のこと。

	運行予定日	台数
5月	8, 12, 13(2台), 19(2台), 20(2台), 22, 25, 27(2台)	12台
6月	2(2台), 3, 8(2台), 9, 10, 11, 16, 17(2台)	11台
7月	9	1台
8月		0台
9月	30	1台
10月	5, 7(2台), 14(2台), 19, 20(2台), 22, 23, 26(2台), 27(2台), 30	15台
11月	10(2台), 11, 12, 16, 17, 18(2台), 19, 26, 30	11台
12月	1, 3, 10	3台
1月	7, 12, 13(3台), 18(3台)	8台
2月	24	1台
3月	2, 4, 10, 11, 18, 25(2台), 26	8台
合計		71台

6 運行時間及び運行距離

(1) 運行時間

原則として運行時間は午前9時から午後5時までとし、出発及び帰着の場所、時間は甲の指示によるものとする。

(2) 運行距離

1日の運行距離は、配車地から降車地までの全行程で上限おおむね240km以内とし、目的を達成し帰着できる距離とする。（回送距離により変更する場合あり）

(3) 運行日当日、交通事情等により甲の指示した運行時間や運行距離を大幅に超える場合、乙は直ちに適切な処置をするとともに、その結果を遅滞なく甲に報告するものとする。

7 バスガイド

利用団体から希望があればバスガイドを1名添乗させること。なお、添乗に要する費用は利用団体が負担するものとし、支払は乙から利用団体に対して直接請求するものとする。

費用は2万5000円を超えない範囲で設定し、契約期間中、原則変動させないこと。（時期による変動は可とするが、団体による差は不可。）

8 費用負担

- (1) 運転手、燃料及びオイル等運行に要する全ての経費は、バス借上料として甲が負担するものとする。
- (2) 有料道路の通行料金、駐車料金などバス借上料以外の費用については、甲が乙に通知した利用団体が負担するものとする。

9 損害及び傷病の処理等の安全管理

- (1) バス運行中に乗客又は第三者に損害を与えた場合、乙は、乙の責任において処理するとともに、その結果を遅滞なく甲に報告するものとする。
- (2) バス運行中に乗客の中で傷病等が発生した場合、乙は直ちに適切な処置をするとともに、その結果を遅滞なく甲に報告するものとする。
- (3) 乙は、バス走行中のみでなく、乗客の乗降時の安全確保にも努めること。

10 その他

- (1) 乙は、甲が提出を指示した書類等については、滞りなく甲に提出するものとする。
- (2) 乙は、毎月終了後、輸送実績報告(利用日・団体名・行き先・乗車人数等)を甲に提出するものとする。
- (3) 乙は、利用団体から、社会見学等に必要な行程作成、食事・施設の予約等について、相談・依頼があれば応じること。
- (4) 乙は、甲が用意する介護予防に関するDVDを、運行中に一度は再生すること。
- (5) 乙は、甲が用意する手旗や名札等を運行車両に搭載し、利用団体が利用できるようにすること。
- (6) 乙は、利用団体から、車椅子貸出の依頼があれば応じること。
- (7) この仕様書に定めのない事項については、甲乙協議の上、処理するものとする。